



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○道路の区域の変更・2件（道路管理課）…………… 1

公 告

○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 2

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立図書館）…………… 2

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立図書館）…………… 3

病院事業局事項

○沖縄県病院事業企業職員給与の一部を改正する規程…………… 5

告 示

沖縄県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和5年10月31日から同年11月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 390号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字伊原間キンブ山2番534地内	16.1m	4.7m
新	石垣市字伊原間キンブ山2番534地内	16.1m ～ 56.0m	4.7m

沖縄県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和5年10月31日から同年11月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川白保線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字登野城バラビ道2241番117地内	16.0m ～ 21.6m	7.2m

新	石垣市字登野城バラビ道2241番117地内	16.0m ~ 72.9m	7.2m
---	-----------------------	---------------	------

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 宮1号宮古島し尿処理施設
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年10月31日

沖縄県立図書館長 宮 城 威

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県立図書館業務システムクライアント機器類の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和5年10月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近2か年分の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードすること
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立図書館 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 電話番号098-894-7086
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年10月31日（火曜日）から同年11月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県立図書館業務システムクライアント機器類の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年10月31日

沖縄県立図書館長 宮 城 威

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立図書館業務システムクライアント機器類の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 当該契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は、解除する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年10月31日付け沖縄県公報定期第5166号掲載の沖縄特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立図書館業務システムクライアント機器類の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 納入しようとする端末機等の機能等証明書を令和5年11月28日（火曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和5年10月31日（火曜日）から同年11月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立図書館 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 電話番号098-894-7086
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和5年10月31日（火曜日）から同年11月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年12月11日（月曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県立図書館6階研修室601
- 6 入札保証金 見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有しこれらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年10月31日（火曜日）から同年11月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。
 - (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、8の入札説明書に示す落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立図書館
 - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 電話番号098-894-7086
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和5年12月8日（金曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立図書館に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED
Lease of Client device of the Okinawa prefectural library system. (this includes duties concerning installation and set-up.)
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (3) DATE FOR BIDS

11:00 a.m. December 11, 2023

(4) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Library

1-20-1 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-0021 Japan

Telephone number 098-894-7086

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第8号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士の宿直勤務又は日直勤務（次項において）」を「次の各号に掲げる宿直勤務又は日直勤務（以下）に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務

(2) 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士の宿日直勤務

第31条第2項中「6,100円」を「次の各号に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 前項第1号に掲げる宿日直勤務 30,000円

(2) 前項第2号に掲げる宿日直勤務 6,100円

第31条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の勤務のうち、宿直勤務又は日直勤務から引き続いて行われる日直勤務又は宿直勤務の時間が18時間以上に及ぶ場合には、前項の規定にかかわらず、宿日直手当の額は、前項に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

第52条中「同条第1項」を「同条第1項第1号」に、「病院事業医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(1)」に、「に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士」とあるのはを「の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師」とあるのは「病院事業任期付職員のうち、医師又は歯科医師の職にある者」と、同条第1項第2号中「病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は令和5年10月31日から施行し、改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程第31条及び第52条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(宿日直手当の経過措置)

2 改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程第31条第1項第1号の宿日直勤務における宿日直手当の額は、病院の各診療科ごとに労働基準監督署長から宿日直勤務に係る許可を受けた日の属する月（ただし、再度宿日直勤務に係る許可を受けた場合は当該許可を受けた日の属する月）から7年経過するまでの間、同条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる支給する期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる額とする。

期間の区分	手当額
(1) 宿日直勤務に係る許可を受けた日の属する月から1年間	100,000円

(2) (1)の期間が終了する月の翌月から1年間	90,000円
(3) (2)の期間が終了する月の翌月から1年間	80,000円
(4) (3)の期間が終了する月の翌月から1年間	70,000円
(5) (4)の期間が終了する月の翌月から1年間	60,000円
(6) (5)の期間が終了する月の翌月から1年間	50,000円
(7) (6)の期間が終了する月の翌月から1年間	40,000円

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---